



滋 教 審 第 1 号
令和 7 年(2025 年) 4 月 22 日

滋賀県教育委員会 様

滋賀県教科用図書選定審議会
会 長 佐 敷 恵 威 子



令和 8 年度において義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について (答申)

令和 7 年(2025 年) 4 月 9 日付け滋教委幼小中第 2 1 5 号で諮問のありましたこのことについては、答申として別紙のとおり答申します。

諮問事項 1

令和 8 年度に小学校および中学校の特別支援学級において使用する学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択の適正を図るため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 8 条に定める採択基準と選定に必要な資料について、御意見を賜りたい。

答 申

義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択にあたっては、採択基準と選定に必要な資料について、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、以下の採択基準と選定に必要な資料を用いて適正に実施することとする。

1 採択基準について

(1) 採択にあたっては、令和 7 年 3 月 27 日付け 6 文科初第 2 6 9 7 号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和 7 年 3 月 27 日付け 6 初教科第 2 7 号「令和 8 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保すること。

(2) 採択にあたっての留意事項

文部科学省検定教科書、文部科学省著作教科書および一般図書を学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科書として採択する場合は、次の事項に留意すること。

- ① 児童生徒の実態に応じた適切なものであること。
- ② 教科の主たる教材として、教育上適切なものであること。
- ③ 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- ④ 下学年の文部科学省検定教科書を使用する場合は、採択地区内のものと同一のものを採択すること。
- ⑤ 令和 8 年度に小・中学校および義務教育学校特別支援学級において使用する教科書の採択にあたっては、県教育委員会の示す「選定に必要な資料」を十分活用すること。

2 選定に必要な資料について

教科書の選定に必要な資料は、以下のとおりとすること。

- ア「小学校特別支援学級教科用図書選定に必要な資料（令和 5 年度作成）」
- イ「小学校教科用図書選定に必要な資料（令和 5 年度作成）」
- ウ「中学校特別支援学級教科用図書選定に必要な資料（令和 6 年度作成）」
- エ「中学校教科用図書選定に必要な資料（令和 6 年度作成）」
- オ「令和 7 年度用一般図書契約予定一覧（文部科学省）（令和 7 年 2 月 28 日）」
- カ「令和 7 年 3 月末現在において絶版、在庫不足等の理由により供給不能となっている図書一覧」

諮問事項 2

令和 8 年度に滋賀県立特別支援学校小学部および中学部において使用する教科用図書を採択するための基本方針について、御意見を賜りたい。

答 申

令和 8 年度に滋賀県立特別支援学校小学部および中学部において使用する教科用図書の採択案を作成するための滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針は、次の案のとおりとすべきである。

滋賀県立特別支援学校小学部および中学部教科用図書の採択に関する基本方針

- 1 義務教育諸学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて適正に実施するものとする。
- 2 採択にあたっては、令和 7 年 3 月 27 日付け 6 文科初第 2697 号「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」および令和 7 年 3 月 27 日付け 6 初教科第 27 号「令和 8 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」に基づき、専門的な教科書研究の充実を図るとともに、適正かつ公正な採択および開かれた採択を確保するものとする。
- 3 校長は、教科書の選定に関し、調査員会および選定委員会を設置するものとする。
調査員会は、「県立特別支援学校小学部・中学部 教科用図書調査研究における観点（令和 6 年度作成）」を十分活用し、専門的かつ十分な調査研究を行い、その結果を校長に報告するものとする。
- 4 校長は、調査員会からの報告を受け、選定委員会を主宰し、教科書の選定を行い、その結果を滋賀県教育委員会へ申請するものとする。
- 5 選定委員会は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨および各教科の「目標」や「内容」を十分に踏まえ、各学校の教育目標、教育課程に相応し、かつ児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書の選定について検討するものとする。
- 6 県教育委員会は、各校における教科書の選定にあたり、学校に対し十分な指導・助言を行い、校長からの申請を受け、教科書の採択を行うものとする。

諮問事項 3

審議会委員の任期満了後に、絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じた場合の取扱いについて、御意見を賜りたい。

答 申

各採択権者は、9月1日以後の教科用図書の絶版、在庫不足等の理由により新たに採択を行う必要が生じたときは、「選定に必要な資料」等を参考にして、採択地区内で綿密な研究協議を行い適切な教科用図書を採択すること。